

上越市ごみ分別・資源化促進優良事業者認定制度実施要綱

(目的)

第1条 この制度は、積極的にごみの分別及び資源化の促進に取り組む事業者を市が認定することにより、事業者における自主的なごみの分別及び資源化の促進に関する意識の高揚を図り、もって、ごみの減量及び資源の有効活用に寄与することを目的とする。

(認定)

第2条 市長は、前条の目的を達成するため、次の各号のいずれかに該当する事業者を上越市ごみ分別・資源化促進優良事業者（以下「優良事業者」という。）として認定する。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、廃棄物を自らの責任において適正に処理している事業者で、ごみの分別及び資源化の促進に係る取組（以下「取組」という。）を積極的に行っているもの
- (2) 法第7条第1項の規定による一般廃棄物の収集又は運搬の許可を受けた事業者で、取組を積極的に行う事業者の拡大に貢献する事業活動を行っているもの

(認定の対象となる事業者)

第3条 優良事業者の認定の対象となる事業者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 前条第1号に掲げる事業者 次に掲げる要件とする。
 - ア 市内に事務所を有すること。
 - イ 第5条の規定による申請の日（以下「申請日」という。）現在において、事業者の自らの事業活動に伴い発生するごみ（以下「事業所ごみ」という。）を市長が別に定める指定品目（当該指定品目に当該事業者から一切排出されない品目が含まれる場合は、当該品目を除く。）の数以上に分別し、当該事業者において又は法第7条第1項若しくは第6項の規定に基づく市長の許可を受けた事業者に委託することにより、処理し、又は資源化していること。
- (2) 前条第2号に掲げる事業者 次に掲げる要件とする。
 - ア 法第7条第1項の規定に基づく市長の許可を有すること。
 - イ 申請日現在において、市長が別に定める数以上の事業者と事業所ごみの収集又は運搬に係る委託契約（以下「収集運搬委託契約」という。）を締結していること。
 - ウ 申請日現在において、収集運搬委託契約を締結している事業者のうち、優良事業者としての認定を受けた事業者の数が、別に定める数以上であること。

(欠格条項)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業者は、認定の対象としない。

- (1) 市長が別に定めるところにより市が行う建設工事若しくは調査測量設計の請負又は物品の調達に係る指名競争入札又は随意契約の選定対象事業者から除外する措置がなされている場合
- (2) 優良事業者の認定を取り消された日から2年を経過していない場合（第8条第6号又は第7号に規定する場合に該当し、認定を取り消された場合を除く。）
- (3) 法第7条の3第1号又は第3号の規定に該当し、事業の全部又は一部の停止を命じられた期間が満了した日から2年を経過していない場合
- (4) 環境に関連する法令の規定による罰金の刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない場合
(認定の申請)

第5条 優良事業者の認定を受けようとする事業者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式の上越市ごみ分別・資源化促進優良事業者認定申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 第2条第1号に掲げる事業者 第1号様式
- (2) 第2条第2号に掲げる事業者 第2号様式
(認定等の手続)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、これを審査し、相当と認めるときは、優良事業者として認定し、市長が別に定める認定証を交付するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、優良事業者として認定することを不相当と認めるときは、上越市ごみ分別・資源化促進優良事業者認定申請却下通知書（第3号様式）により申請者に通知しなければならない。

(優良事業者の責務)

第7条 優良事業者は、次に掲げる事項の実践に努めるものとする。

- (1) ごみの発生の抑制を推進する事業活動の拡大
- (2) 事業所ごみの分別及び資源化を実施する品目の拡大
- (3) 資源物の洗浄及び適正保管による品質の向上
- (4) 他の事業者及び市民向けのごみの分別及び資源化の促進に関する啓発
(認定の取消し等)

第8条 市長は、優良事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その認定を取り消し、認定証を返還させるものとする。

- (1) 上越市建設工事入札参加資格審査規程（平成元年上越市告示第7号）第10条第2項の規定により入札の参加資格を取り消された場合
- (2) 上越市建設コンサルタント等業務入札参加資格審査規程（平成12年上越市告示第77号）第11条第2項の規定により入札の参加資格を取り消された場合
- (3) 上越市物品入札参加資格審査規程（平成元年上越市告示第5号）第10条の規定により入札の参加資格を取り消された場合
- (4) 市長が別に定めるところにより市が行う建設工事若しくは調査測量設計の請負又は物品の調達に係る指名競争入札又は随意契約の選定対象事業者から除外する措置がなされた場合
- (5) 第1条に定める制度の目的に反する行為を行ったと市長が認める場合
- (6) 第3条第1号又は第2号に規定する要件を具備しなくなった場合
- (7) 法第7条の3第1号又は第3号の規定に該当し、事業の全部又は一部の停止を命じられた場合
- (8) 環境に関連する法令の規定による罰金の刑以上の刑に処せられた場合
（認定の有効期間等）

第9条 認定の有効期間は、認定の日から2年とする。

2 第5条及び第6条の規定は、前項に規定する有効期間の満了後引き続き認定を受けようとする場合に準用する。

（実地調査）

第10条 市長は、認定等に関し必要があると認めるときは、対象となる事業者に対し、実地調査を行うことができる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。